



広 報

いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp/>

平成14年

6 JUN 月

No. 464



やわらかく
活力あふれる
ウオーカー・ライフ
いいたて

▲御輿がまちを練り歩く（写真左はお殿入りの様子、写真右上は伊丹沢の笠踊り）

祭り一色春一色 綿津見神社式年大祭

5月3日・4日、綿津見神社の式年大祭が行われました。

華やかな衣装に身を包んだ踊り子や、意匠を凝らした山車に地元は祭り一色に染まりました。（14・15ページに写真掲載）

国保制度と国保税



笑顔と健康を支える柱

医療と健康を守る国保制度

私たちは体調が悪いとき、お医者さんに行って治療してもらいます。そのとき私たちが病院に支払っているお金は、治療費の一部だということはお存知でしょうか。残りのお金は国民健康保険（あるいは社会保険等）から支払われているのです。



国保制度って？

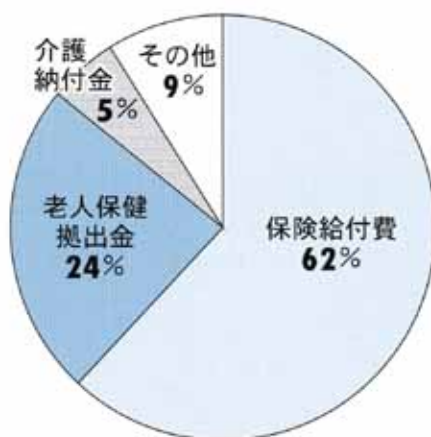


国民健康保険（国保）とは、社会保険などの健康保険に加入していない自営業者や農家の方などを対象にしている医療保険です。国保制度では、体調を崩して医療を受けたときにかかった費用の7割が給付されるほか、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの支給も受けられます。

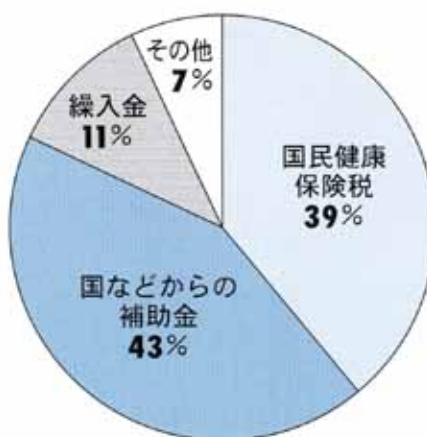
このように、皆さんの医療と健康を守っているのが国保制度なのです。

平成14年度国保特別会計(事業分)予算の構成

(歳出)



(歳入)



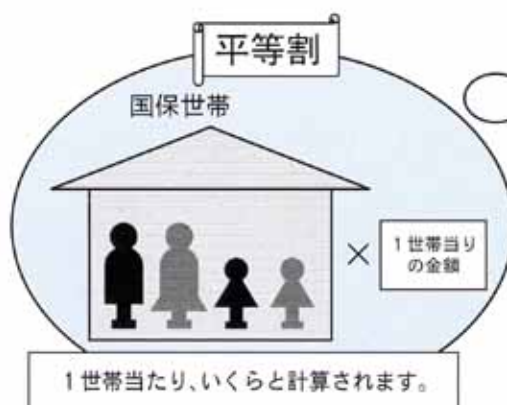
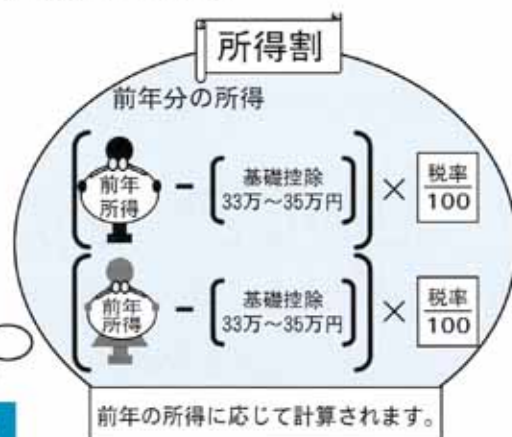
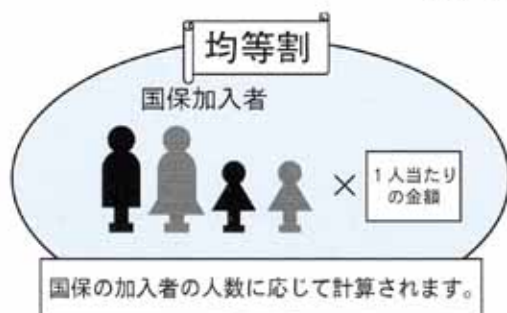
国保特別会計の予算は、主に皆さんの納める国保税と国からの補助金でまかなわれています。医療費を7割負担してくれたり、赤ちゃんが生まれたときに支給されるお金には、皆さんの税金が使われているのです。

ところで、
国保のお金はどこからくるの？



国保税はどのように決められます。

では、国保税の金額はどのように決められるのでしょうか。国保税は国保に加入している人数や所得、加入者の資産などに応じて次の4つの算式で決められます。



国 保 税

☆平等割以外については、同じ世帯の国保加入者それぞれの所得、資産等に応じて計算をし、すべて合計して1世帯の保険税になります。

年齢で変わる 保険税(料)

皆さんに納付いただく
保険税(料)には大きく
分けて国保税と介護保険
料の2つがあります。

さらに国保税は医療分
と介護分の2つに分かれ
ています。

下の表のとおり、39歳
までは医療分のみを国保
税として支払いますが、
40歳からはそれに加えて
介護分を納めるようにな
ります。そして65歳以上
になると国保税の介護分
が課税されなくなるかわ
りに介護保険料を納める
ようになります。



年齢別保険料(税)の決め方

	国民健康保険税		介護保険料
	医療分	介護分	
0才～39才まで	◎	×	×
40才～64才まで (第2号被保険者)	◎	◎	×
65才以上 (第1号被保険者)	◎	×	◎
保険税(料)の 計算方法	その方の所得、資産等 に応じて計算されます。		第1～第5段階 の間で、定額の 保険料です。

いつから 納めるの？

国保税は、国保の被保
険者としての資格を得た
月、例えば職場の健康保
険を抜けたり、他の市町
村から転入した月の分か
ら世帯主に対して賦課さ
れます。(月割課税)

原則として国保税の納
付書は、届出のあった月
の翌月に送付されますの
で、納付書が届いた月か
ら納めます。

例えば8月に国保に加入した人の場合

会社を辞めた (8月から国保)

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

国保を脱退 (7月まで国保)

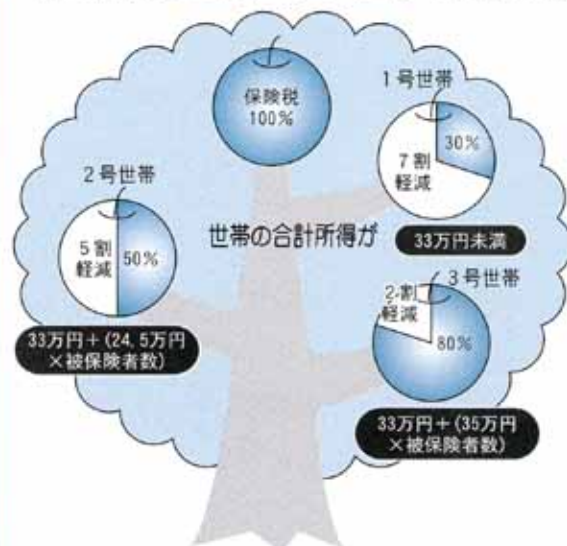
年間保険税の
8/12
を支払います

年間保険税の
4/12
を支払います

例えば8月に国保を脱退した人の場合

知っトク おトク 国保税の軽減措置

☆国保税には、その世帯の合計所得に応じて減額(軽減)措置があります。



飯館村国民健康保険税条例 第13条による軽減額

(下の表の金額は、平成13年度の軽減額です。この金額は税率とともに毎年変わります。)

世帯種別	被保険者均等割軽減額 (1人当たりの減額)		世帯別平等割軽減額 (1世帯当たりの減額)	
	医療分	介護分	医療分	介護分
1号世帯 7割軽減世帯 〔合計所得額〕 < 〔33万円〕 の世帯	16,550円	4,690円	19,180円	2,730円
2号世帯 5割軽減世帯 〔合計所得額〕 < 〔33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (世帯主 を除く)〕 の世帯	11,820円	3,350円	13,700円	1,950円
3号世帯 2割軽減世帯 〔合計所得額〕 < 〔33万円 + 35万円 × 被保険者数 (世帯主以外 の世帯主を含む)〕 の世帯	4,730円	1,340円	5,480円	780円

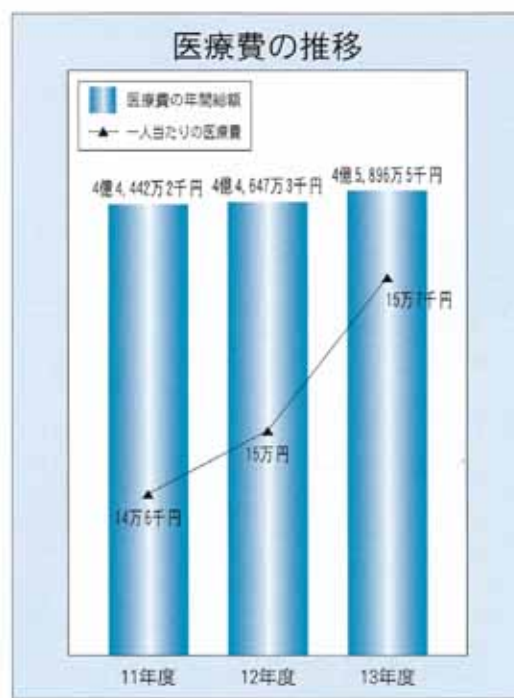


医療費が増えると 保険税も増える!?



最後に、今、村の医療費の推移はどうなっているのでしょうか。参考のグラフのとおり、ここ数年医療費は少しずつ増え、一人当たりの医療費も増加の方向にあるようです。高齢化、少子化が進み、生活習慣病が増加している現代では、今後も医療費の増加が予想されます。医療費が増えると、その財源である国保税の引き上げも行われます。そうならないためには、私たちが「健康」であることが一番です。村では、各種検診や健康教室などを行って住民の皆さんの健康づくりに努めております。みなさんも日頃から健康に関心をもち、検診等をしっかり受けて元気で過ごしましょう。

みんなの保険税です。
有効に使うため健康について
もう一度考えてみませんか…



(保険者別医療統計表(連報)より、一般分退職者分の合計と1人当たりの費用(千円未満切り捨て))

参考:例えば、以下のような世帯構成の場合の国保税を13年度の税率で計算すると……。

所得・資産 資格情報		医療分					介護分				
		課税対象額等	税率等	2割軽減措置	月額数	合計	課税対象額等	税率等	2割軽減措置	月額数	合計
41才 (世帯主)	164万円 (給与260万円)	所得割 (164万円-35万円) × 6.81%			×8/12ヶ月	58,566円	(164万円-35万円) × 0.93%			×8/12ヶ月	7,998円
	3万円	資産割 3万円 × 25.63%				5,126円	3万円 × 4.90%				980円
	8/12ヶ月 (8月社保険割)	均等割 1人 × 23,640円 △4,730円				12,607円	1人 × 6,700円 △1,340円				3,573円
		平等割 1世帯 × 27,400円 △5,480円				14,613円	1世帯 × 3,900円 △780円				2,080円
38才 (妻)	2万円	資産割 2万円 × 25.63%			×8/12ヶ月	3,417円					
	8/12ヶ月	均等割 1人 × 23,640円 △4,730円				12,607円					
11才(長男)	8/12ヶ月	均等割 1人 × 23,640円 △4,730円				12,607円					
10才(長女)	8/12ヶ月	均等割 1人 × 23,640円 △4,730円				12,607円					
医療分 合計(100円未満切り捨て) 132,100円							介護分 合計(100円未満切り捨て) 14,600円				
国保税年税額(8ヶ月分)						146,700円					

(税率は毎年変わります)